



오사카항의 검역 사무소로부터의 통지

2007년 12월 1일부터 2008년 2월 29일의 기간을 유예기간으로서 2008년 3월 1일부터 정식 시행되는 식품위생법에 관해서, 어제 검역 사무소에서 아래와 같은 통지가 있었으므로 공시합니다. 관계자는 시행에 차질없도록 이해와 협력을 부탁드립니다.

기

현행, 식품에 관해서 수화물로서 수입될 때 「확인원」에 의해 간이의 수속을 실시하고 있었지만, 2007년 11월에 낚시밥으로서 중국에서 수입된 생굴이 식품용으로서 시장에 나돌아 회수 명령이 나온다고 하는 사건이 일어나, 수입 식품에 관한 수속이 엄격화됩니다.

라면등의 면류나, 소주의 경우에는 식품위생법 27조(식품등의 수입의 신고)에 따라서 식품에 관한 원재료, 제조 공장의 상세 등을 사전에 오사카항의 오사카 검역소 식품감시과(TEL 06-6571-3554)에 신청 완료해야 함.

또, 해당하는 야채(실파, 총, 참깨의 잎, 삼치, 고추) 등의 간이수속 이 폐지되어 수화물로서 도착 후에 일단 창고에 보관해 검사기관의 검사를 받지 않으면 안 되게 됩니다.

결과적으로 수화물 통관의 최대의 메리트인 도착 당일의 통관은 불가능이 됩니다.

상, 상기 수속은 시모노세키 검역소에서는 이미 실시되고 있습니다.

大阪港の検疫事務所からの通達

2007年12月1日から2008年2月29日の間を猶予期間として、2008年3月1日より正式施行される食品衛生法に関して、昨日検疫事務所より下記のような通達があったので公示します。関係者は施行に蹉跎なきよう理解と協力をお願いします。

記

現行、食品に関して手荷物として輸入される際には「確認願」により簡易の手続きを実施していたが、2007年11月に釣り餌として中国より輸入された生牡蠣が食品用として市場に出回り回収命令が出されるという事件がおり、輸入食品に関しての手続きが厳格化されます。

ラーメン等の麺類や、焼酎の場合には食品衛生法27条(食品等の輸入の届出)に沿って食品に関する原材料、製造工場の詳細等を事前に大阪港の大阪検疫所食品監視課(TEL 06-6571-3554)へ申請完了しておかねばなりません。

又、該当する野菜(ワケギ、葱、ゴマの葉、チシャ、唐辛子)等の簡易手続きも廃止されて手荷物として到着後に一旦倉庫に保管して検査機関の検査を受けねばなりません。

結果的に手荷物通関の最大のメリットである到着当日の通関は不可能となります。

尚、上記手続きは下関検疫所では既に実施されております。



食安検発第1107001号
平成19年11月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部
検疫所業務管理室長
(公印省略)

食品衛生法第27条の輸入届出を要さない食品等の取扱いについて

標記については、平成16年11月19日付け食安発第1119002号（最終改正：平成19年7月10日付け食安発第0710001号）「輸入食品等監視指導業務基準」の3（6）アに基づき、輸入者から提出される「確認願」を確認の上、その交付を行っているところですが、今般、「確認願」により通関したものが食品として、販売目的で流通している可能性があるとの情報を得たことを踏まえ、今後、「確認願」については、適正交付の観点から下記のとおり取り扱うこととしますので、対応方よろしくをお願いします。

記

1. 「確認願」に係る食品について、輸入重量が10kgを超え、かつ食品衛生法（以下「法」という。）第26条第3項に規定する検査命令の対象となり得る場合は、輸入者に対し法第27条に基づく輸入届出を行うよう指導すること。
2. 1において、輸入者から確実に食品として販売等に使さない旨の申し出があり、輸入届出を行わないとした場合は、輸入後の管理者（食品以外の用途の場合の販売先を含む。）の氏名・名称、所在地及び電話番号を「確認願」に明記または別紙により提出させた上で交付すること。また、併せて輸入者から輸入後の使用、販売等の状況について、これを証する書類とともに報告を求めること。
3. 同一輸入者において、同一品目を短期間に相当量輸入する場合等にあつては、検疫所業務管理室までその旨を速やかに報告すること。